

各種事務事業の取扱い 教育委員会に関すること

(協議会協議項目)

行政制度調整方針（協議会協議項目）

教育部会	各種事務事業の取扱い 教育委員会に関すること
------	------------------------

分 類	調 整 項 目	調 整 方 針
教育委員会	教育委員の選出	<p>合併時に統一する 構成については法令の定めによる。 委員の任期については下記のとおりとする。 現在の委員は合併時に失職し、合併後の最初の委員は、市長職務執行者が合併に伴って失職した教育委員のうちから選出する。 最初の教育委員会の会議は市長職務執行者が招集する。 臨時に選任された委員の任期は、合併市の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとし、その後に発足する教育委員会の教育委員の任期は2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、各委員の任期は市長が定める。</p>
	いじめ不登校対策	<p>合併時に統合する。 名称については合併時に中条町の例により統一する。 各中学校区単位で委員会を設置する。 その連絡調整として 市生徒指導連絡会を設置する。 さわやかルームはそのまま継続する。</p>
学区、学級編成	学区通学基準	<p>現行のとおりとする。 通学区域外就学については、合併時に中条町の例により統一する。</p>
	スクールバスについて	<p>運行範囲については、合併後、中条町の例により、調整する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。 利用範囲については中条町の例による 賃借は廃止し、委託とする。 委託バスについては合併時に中条町の例による。 校外実習等への活用については、合併後、中条町の例により調整する。</p>
負担金・補助	負担金補助の交付	<p>合併後調整する。 ただし合併年度は現行のとおりとする。</p>
教育財産	学校教育財産	<p>全て新市に引き継ぐものとする。</p>
	その他教育財産	<p>全て新市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	教育委員会
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	1	教育委員の選出

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
名称	中条町教育委員	黒川村教育委員	合併時に統一する																															
構成	委員 4名 教育長 1名 計 5名	委員 4名 教育長 1名 計 5名	構成については法令の定めによる。																															
委員の任期	委員の任期 相馬委員長 14.12.25～18.12.25 大久保委員 12.7.29～16.7.28 平野委員 12.10.21～16.10.20 河内委員 12.6.29～16.6.28 吉田教育長 12.10.21～16.10.20	委員の任期 鈴木委員長 12.10.1～16.9.30 須貝委員 15.10.1～19.9.30 蒲木委員 14.10.1～18.9.30 佐藤委員 13.10.1～17.9.30 佐藤教育長 14.4.1～16.9.30	委員の任期については下記のとおりとする。 ・現在の委員は合併時に失職し、合併後の最初の委員は、市長職務執行者が合併に伴って失職した教育委員のうちから選出する。 ・最初の教育委員会の会議は市長職務執行者が招集する。 ・臨時に選任された委員の任期は、合併市の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとし、その後に発足する教育委員会の教育委員の任期は2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、各委員の任期は市長が定める。																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">財政への影響額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">調整後見込額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>					財政への影響額			単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額			単位：千円																															
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																															
中条町																																		
黒川村																																		
計																																		
備考 平成15年度当初予算ベース																																		
関係法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律																																

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	教育委員会
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	4	いじめ・不登校対策

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																								
記載事項	中 条 町	黒 川 村																										
名 称	中条町いじめ対策委員会	黒川村子育て委員会	合併時に統合する。 名称については合併時に中条町の例により統一する。																									
概 要	各中学校区で年2回いじめ対策委員会を開催し、児童生徒の問題行動の原因と対策を研究する。 さわやかルームの設置 ・学校生活に適応できず不登校になっている児童生徒に一定期間、カウンセリング、集団生活への適応指導、教科指導、体験活動等を計画的に実施し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。(詳細は、分類7, 調整項目6で)	・児童・生徒の問題行動の原因とその背景、その対策についての調査研究 ・健全育成のための家庭・施設・地域の役割について調査研究。 ・その他、この委員会の目的達成のための調査研究。	各中学校区単位で委員会を設置する。 その連絡調整として市生徒指導連絡会を設置する。 さわやかルームはそのまま継続する。																									
関係法令等	・ 中条町登校拒否児童生徒訪問指導員設置要綱 ・ 中条町登校拒否児童生徒適応指導教室設置要綱	・ 黒川村子育て委員会設置要綱	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース			
財政への影響額			単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																									
中条町																												
黒川村																												
計																												
備考 平成15年度当初予算ベース																												

行政制度調整表

No.1

専門部会	7	教育部会	分類	3	学区・学級編制
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	2	学区通学基準

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
学区通学基準	<p><小学校 5学区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中条小学校学区 本町、大川町、東本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、新和町、住吉町、若松町、二葉町、羽黒、野中、並槻、追分、仁谷野、半山、飯角、関沢、星の宮町、長橋(国道の東側)、つつじが丘、中条 ・柴橋小学校学区 柴橋、草野、新館、鷹の巣、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、船戸、上城塚、下城塚、塩津、弥彦岡、長橋(国道の西側) ・本条小学校学区 本郷町、西条町、赤川、協和町、倉敷町、本郷、西条、あかね町 ・きのと小学校学区 大出、荒井浜、八幡、富岡、地本、江尻、日立、乙、桃崎浜、十二天、菅田、小地谷、山屋、平木田駅前、平木田、土作、横道、高野、高野茨島 ・築地小学校学区 村松浜、日鉱、築地、築地新、下高田、山王、中村浜、北成田、宮川、竹島、苔実、中倉、高橋、堀口、高畑、宮瀬、鴻の巣、笹口浜 <p><中学校 3学区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中条中学校学区 中条小学校、柴橋小学校、本条小学校の区域 ・乙 中学校学区 きのと小学校の区域 ・築地中学校学区 築地小学校の区域 	<p><小学校 3学区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒川小学校区 黒川・東牧・下江端・塩沢・蔵王・近江新・塩谷・下館・下赤谷(太田野原を含む)・北町・前山台 ・鼓岡小学校区 坪穴・栗木野新田・夏井・鼓岡・坂井・熱田坂・宮久・川合 ・大長谷小学校区 須巻・下荒沢・持倉・黒俣・大長谷・小長谷・鍬江 <p><中学校 1学区></p> <p>全村1学区</p>	<p>現行のとおりとする。 通学区域外就学については、合併時に中条町の例により統一する。</p>	
関係法令等	中条町立小中学校通学区域規則	黒川村立小・中学校管理運営に関する規則		

現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町			黒 川 村															
通学区域外就学	1) 児童、生徒が身体虚弱又は身体不自由のため教育委員会が指定した学校に通学することが特に困難と認められる場合 2) 知的障害及びその他の障害をもつ児童、生徒であつて、特殊学級に入級させることが妥当と認めながら教育委員会が指定した学校に特殊学級がない場合 3) 家庭の事情により保護者が日中児童の監護教育にあたることに特に困難と認められる場合。 ただし、原則として4年生までとする。 4) 直ちに転校することが、本人のために教育的でないと判断される場合 (原則として小学校第6学年並びに中学校第3学年に在学する場合とする。) 5) その他教育委員会が特に必要と認めた場合	1) 児童が身体虚弱又は身体不自由のため、教育委員会が指定した学校に通学することが、特に困難と認められた場合 2) 知的障害及びその他の障害をもつ児童であつて、特殊学級に入級させることが妥当と認めながら、教育委員会が指定した学校に特殊学級がない場合 3) 家庭の事情により、保護者が日中児童の監護教育に当たることが、特に困難と認められる場合 ただし、原則として第4学年までとする。 4) 直ちに学校区外に転校することが、本人のために教育的でないと判断される場合 ただし、原則として第6学年に在学する場合とする。 5) その他教育委員会が、特に必要と認めた場合																	
			財政への影響額 単位：千円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			
関係法令等	通学区域外就学の取扱規程	黒川村立小学校区外就学の取扱い規程																	

行政制度調整表

No.1

専門部会	7	教育部会	分類	3	学区、学級編成
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	3	スクールバスについて

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
スクールバス 運行・利用範囲	<p>スクールバス運行の学校・幼稚園 きのと小学校（通年） 公用バス2台（大型） 福祉バス1台（小型）登校時のみ レンタ-1台（小型）登校時のみ 築地小学校（通年） 委託バス（登校時、大型2台、中型1台、小型1台） （下校時、大型2台、中型1台、小型2台） 中条小学校（通年） 委託バス 小型1台 本条幼稚園（通年） レンタ-1台（小型）きのと小学校と同じバス</p> <p>スクールバス利用範囲 ・学校から児童の集落の中心までの通学距離が2.5 km以上 （特例措置） 通学距離が2.5 kmを少し下回ってもバスが通過する地域 で乗車余裕がある場合に利用することができる。</p> <p>・本条幼稚園はバス利用希望者が利用する</p>	該当なし	<p>運行範囲については、合併後、中条町の例により、調整する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。 利用範囲については中条町の例による</p>	
賃借バス	<p>・賃借バス きのと小学校スクールバス（小型）1台のバスをレンタ-（運転員なし）し、登校時の1時間を契約。1日当たり4,250円 きのと小学校スクールバス（小型）として登校時、町民福祉課のバスを借用（無料）</p> <p>本条幼稚園スクールバスの登園、下園時に、きのと小学校が終了後に2時間契約。1日当たり10,500円</p> <p>現在、上記の通園・通学バスを「大日レンタ-」と賃貸借契約をしている。（2台）運転員は2人をパート雇用している。1日当たり1人は1時間、もう一人は4時間。時間給1,090円</p>	該当なし	賃借は廃止し、委託とする。	

記載事項	中 条 町	黒 川 村																						
委託バスについて	<p>築地小学校通学自動車に関する契約 契約相手 新潟交通北株式会社 中条営業所 範囲 築地・築地新・下高田を除く全域 内容 運行区間・車種別による単価見積りにより決定 登校時4台、下校時5台(3回) 金額 大型1回6,825円(税込み) 中型1回5,775円(") 小型1回5,250円(")</p> <p>15年度予算額 $80,823円 \times 224日 \times 1.05\% = 19,009,570円$</p> <p>中条小学校通学自動車に関する契約 契約相手 有限会社 北都観光 範囲 つつじヶ丘、つくし町、追分、仁谷野 内容 1台で対応、見積もり合わせ、下校時2~3回 金額 小型1回4,515円(税込み)</p> <p>15年度予算額 $4,500円 \times 3.2回 \times 210日 \times 1.05\% = 3,175,200円$</p> <p>児童生徒のスクールバス利用は無料です。</p>	該当なし	委託バスについては合併時に中条町の例による。																					
スクールバスの校外実習等への活用	<p>利用できるスクールバス きのと小学校スクールバス2台 利用時間 午前9時から午後1時まで 利用方法 きのと小学校に連絡し、利用日が空いているか、運転員はどうかを確認し、空いている場合は教頭に連絡の上、スクールバス使用申込書を教育課に提出し許可をもらう。</p> <p>スクールバスが時間的都合により利用できない場合は、教育課に連絡し、学校外活動委託バス(有料の民間バス)を利用する。これについては、教育支援事業の「校外活動・大会参加等のバスの借り上げ」の調整表に提示。</p>	該当なし	校外実習等への活用については、合併後、中条町の例により調整する。																					
関係法令等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="2044 1797 2392 1829">財政への影響額</th> <th colspan="2" data-bbox="2659 1692 2792 1724">単位：千円</th> </tr> <tr> <th data-bbox="2044 1829 2169 1860"></th> <th data-bbox="2237 1724 2326 1755">予算額</th> <th data-bbox="2415 1724 2579 1755">調整後見込額</th> <th data-bbox="2602 1724 2783 1755">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2044 1755 2169 1787">中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2044 1787 2169 1818">黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2044 1818 2169 1850">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																						
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																					
中条町																								
黒川村																								
計																								

行政制度調整表

No.1

専門部会	7	教育部会	分類	4	負担金・補助	中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	1	負担金・補助の交付	黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名

現 況					調整方針	備考	
記載事項	中 条 町		黒 川 村				
	<負担金) ・ 教育委員研修会負担金 92,000 円 ・ 二市北蒲原郡教育委員会連合協議会負担金 24,000 円 ・ 県同和教育研究協議会負担金 15,000 円 ・ 日本体育・学校健康センター負担金 2,114,000 円 ・ 二市北蒲原郡特殊教育推進地区協議会負担金 39,000 円 ・ 県町村教育長会負担金 14,000 円 ・ 学校医特別会費 27,000 円 ・ 県公立学校施設整備促進期成会負担金 1,000 円 ・ 県高等学校定時制通信制教育振興会北蒲原支部負担金 49,000 円 ・ 県同和教育研究集会負担金 8,000 円 ・ 部落解放新潟県研修集会負担金 15,000 円 ・ 全国体育スポーツ振興期成会分担金 12,000 円 ・ 新潟県人権同和センター負担金 10,000 円 ・ 新発田市・豊栄市・北蒲原郡地区理科教育センター負担金 900,000 円 ・ 公共下水道受益者負担金(小) 1,303,000 円 ・ 道水路維持管理負担金 3,000 円 ・ 公共下水道受益者負担金(中) 369,000 円 ・ 農業集落排水加入負担金 63,000 円 ・ 全国公立学校難聴言語障害教育研究協議会負担金 3,000 円 ・ 県国公立幼稚園協会負担金 32,000 円 ・ 関東甲信越地区国公立幼稚園長連絡協議会負担金 1,000 円 ・ 下越地区公立幼稚園研究協議会負担金 8,000 円 ・ 下越美術教育研究会負担金 1,000 円 ・ 学校保健負担金 2,000 円 ・ 県栄養士協議会負担金 16,000 円 ・ 米飯給食事業負担金 1,773,000 円		(負担金) ・ 二市北蒲原郡教育委員会連合協議会負担金 12,000 円 ・ 日本スポーツ振興センター負担金 519,000 円 ・ 新発田市・豊栄市・北蒲原郡特殊教育推進地区協議会負担金 20,000 円 ・ 県町村教育長会負担金 5,000 円 ・ 学校医特別負担金 9,000 円 ・ 公立学校施設整備促進期成会負担金 2,000 円 ・ 県高等学校定時制通信制教育振興会北蒲原支部負担金 11,000 円 ・ 新発田市豊栄市北蒲原郡地区理科教育センター負担金 371,000 円 ・ 郡学校保健会負担金 13,000 円 ・ 県学校栄養士研究会負担金 8,000 円 ・ 北蒲北部地区林業改良協会負担金 5,000 円 ・ 北蒲原郡北部郷小学校体育連盟負担金 10,000 円 ・ 校長会負担金 145,000 円 ・ 教頭会負担金 57,000 円 ・ 県・二市北蒲特殊教育研究会負担金 5,000 円 ・ 北蒲原郡小学校研究協議会負担金 6,000 円 ・ 北蒲原郡小学校体育連盟負担金 4,000 円 ・ へき地教育研究会負担金 15,000 円 ・ ふれあい音楽教室巡回事業負担金 500,000 円 ・ 公衆電話会費 1,000 円 ・ 県中学校長会負担金 18,000 円		合併後調整する。 ただし合併年度は現行のとおりとする。		

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
	<p>< 補助金 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田中央高等学校補助金 500,000 円 ・ 北部郷児童生徒科学研究発表会補助金 15,000 円 ・ 各種教育研究会等補助金（小） 600,000 円 ・ 各種教育研究会等補助金（中） 1,306,000 円 ・ 非核平和都市宣言事業補助金 396,000 円 ・ 中学校各種体育大会派遣補助金 1,500,000 円 ・ 幼稚園就園奨励費補助金 1,500,000 円 ・ 私立幼稚園教育振興補助金 8,582,000 円 ・ 小・中学生海外体験学習事業補助金 3,900,000 円 ・ 学校法人聖心学園中条聖心幼稚園改築補助金 10,532,000 円 ・ 特殊諸学校児童・生徒補助金 480,000 円 ・ マーチングバンド活動補助金 150,000 円 ・ マーチングバンド関東大会出場費補助金 1,400,000 円 <p>< 会議費負担金等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議費負担金 60,000 円 ・ 会議負担金（幼） 5,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二市北蒲校長会負担金 6,000 円 ・ 北蒲中学校長会負担金 2,000 円 ・ 県小中教頭会負担金 12,000 円 ・ 全国公立学校負担金 5,000 円 ・ 北部郷教頭会負担金 600 円 ・ 関プロ教頭会負担金 2,000 円 ・ 県教頭研修会負担金 5,000 円 ・ 図書館研究協議会負担金 2,000 円 ・ 北豊中教研会負担金 2,000 円 ・ 県養教研究協議会負担金 5,000 円 ・ 県小中養護学校事務研究会負担金 4,000 円 ・ 北豊中体連負担金 55,000 円 ・ 北部郷中体連負担金 9,000 円 ・ 北蒲豊栄中学校体育連盟法令外負担金 30,000 円 ・ 学校農園土地改良区負担金 119,000 円 ・ テレビ共同アンテナ管理費負担金 11,000 円 （補助金） ・ 私立高等学校教育振興補助金 150,000 円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 村小学校体育連盟補助金 50,000 円 ・ 村学校教育研究会補助金 150,000 円 ・ 学校給食検食経費補助金 201,000 円 ・ 中学校県大会出場補助金 500,000 円 	
			単位：千円
			財政への影響額
		中条町	黒川村
		計	
関係法令等		黒川村学校教育並びに社会教育関係団体等に対する事業費補助金交付要綱	
			備考 平成15年度当初予算ベース

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	5	教育財産
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	2	学校教育財産

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現況		調整方針	備考																								
記載事項	中条町	黒川村																									
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設備品 ・教材備品 ・理科備品 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">備品については各学校で保管 台帳は財政課で管理</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設備品 毎年予算編成時、各学校に購入希望調書を作成してもらい教育委員会で一括予算を要求する。 予算額 小学校 1,912千円 中学校 1,500千円 ・教材備品 小学校2,200円、中学校2,500円を基準として児童・生徒数にて予算を要求する。 予算額 小学校 3,564千円 中学校 2,425千円 ・理科備品 毎年理科設備・算数設備の基準額を参考に事業計画を作り教育委員会で一括予算を要求する。(国庫補助有) 予算額 補助対象 3,800千円 補助対象外 200千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設備品 ・教材備品 ・理科備品 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">備品については各学校で保管 台帳は企画財政課で管理</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設備品 毎年予算編成時、各学校に購入希望調書を作成してもらい教育委員会で一括予算を要求する。 予算額 小学校 5,539千円 中学校 4,561千円 ・教材備品 毎年予算編成時、各学校に購入希望調書を作成してもらい教育委員会で一括予算を要求する。 予算額 小学校 1,488千円 中学校 2,521千円 	<p>全て新市に引継ぐものとする。</p>																								
関係法令等			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">財政への影響額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">調整後見込額</td> <td style="text-align: center;">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				備考 平成15年度当初予算ベース			
財政への影響額		単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																								
中条町																											
黒川村																											
計																											
備考 平成15年度当初予算ベース																											

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	5	教育財産
分科会	1	教育委員会分科会	調整項目	3	その他教育財産

中条町担当	教育課	学校教育係	担当者名	
黒川村担当	庶務課	庶務係	担当者名	

現況		調整方針	備考																																								
記載事項	中条町	黒川村																																									
内容	<p>学校林：学校の基本財産形成や教育の場として利用することを目的に、学校が保有している林をいう。</p> <p>学校農園：学校の敷地に隣接し稲の栽培をとおして情諸教育・社会科教育を収穫時にはその喜びをみんなで味わう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校林</td> <td>中条中学校部分林</td> <td>34,498 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中条小学校部分林</td> <td>25,748 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>本条小学校部分林</td> <td>9,798 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>柴橋小学校部分林</td> <td>6,764 m²</td> </tr> <tr> <td>学校農園</td> <td>きのと小学校田</td> <td>1,516 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>本条柴橋統合小学校田</td> <td>2,154 m²</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	面積	学校林	中条中学校部分林	34,498 m ²	〃	中条小学校部分林	25,748 m ²	〃	本条小学校部分林	9,798 m ²	〃	柴橋小学校部分林	6,764 m ²	学校農園	きのと小学校田	1,516 m ²	〃	本条柴橋統合小学校田	2,154 m ²	<p>学校林：学校の基本財産形成や教育の場として利用することを目的に、学校が保有している林をいう。</p> <p>役場の農林水産課を通して「民有林造林事業補助金」(県の補助事業)と「(社)にいがた緑の百年物語緑化推進委員会」の学校林整備事業の補助を受けている。</p> <p>学校農園：学校の敷地に隣接し稲の栽培をとおして情諸教育・社会科教育を収穫時にはその喜びをみんなで味わう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校林</td> <td>黒川小学校学校林</td> <td>89,130 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>鼓岡小学校学校林</td> <td>26,731 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>黒川中学校学校林</td> <td>70,233 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>大長谷小学校林</td> <td>19,834 m²</td> </tr> <tr> <td>学校農園</td> <td>学童農園</td> <td>13,800 m²</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	面積	学校林	黒川小学校学校林	89,130 m ²	〃	鼓岡小学校学校林	26,731 m ²	〃	黒川中学校学校林	70,233 m ²	〃	大長谷小学校林	19,834 m ²	学校農園	学童農園	13,800 m ²	<p>全て新市に引き継ぐものとする。</p>	
種別	名称	面積																																									
学校林	中条中学校部分林	34,498 m ²																																									
〃	中条小学校部分林	25,748 m ²																																									
〃	本条小学校部分林	9,798 m ²																																									
〃	柴橋小学校部分林	6,764 m ²																																									
学校農園	きのと小学校田	1,516 m ²																																									
〃	本条柴橋統合小学校田	2,154 m ²																																									
種別	名称	面積																																									
学校林	黒川小学校学校林	89,130 m ²																																									
〃	鼓岡小学校学校林	26,731 m ²																																									
〃	黒川中学校学校林	70,233 m ²																																									
〃	大長谷小学校林	19,834 m ²																																									
学校農園	学童農園	13,800 m ²																																									
関係法令等	・中条町立学校の施設設備の管理に関する規則																																										

財政への影響額				単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
中条町				
黒川村				
計				
備考 平成15年度当初予算ベース				